

## 基準目次

道路	2
公園	11
下水道	15
一般廃棄物保管場所	24
集会施設	26

## 道路施工基準

### ○道路築造

道路の構造は、原則としてこの技術基準に定めるほか、「泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例」、「泉南市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の基準に準じて計画すること。

### ○官民境界

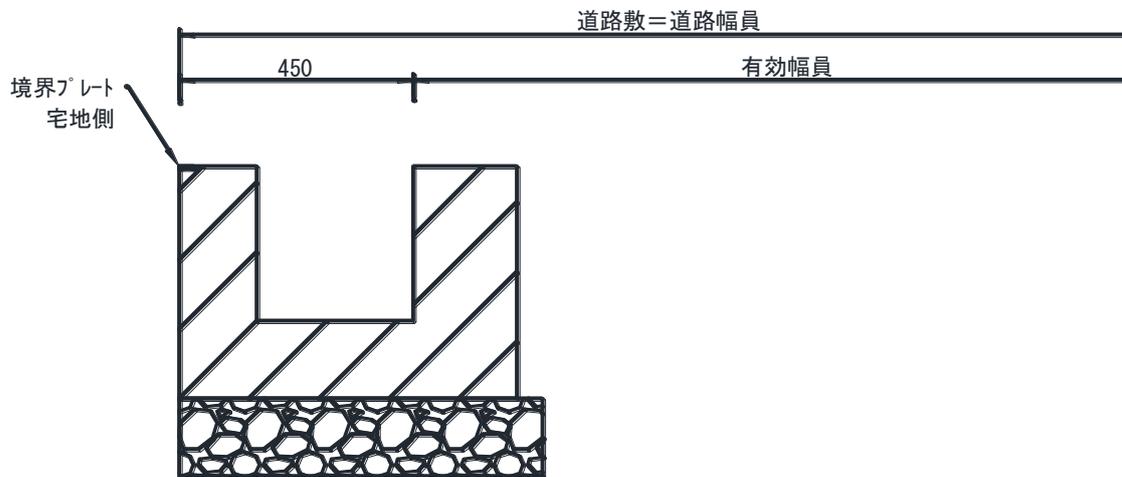
開発区域内に新設する道路を市へ帰属する場合は、道路敷（開発道路基準参照）までとする。

### ○道路幅員

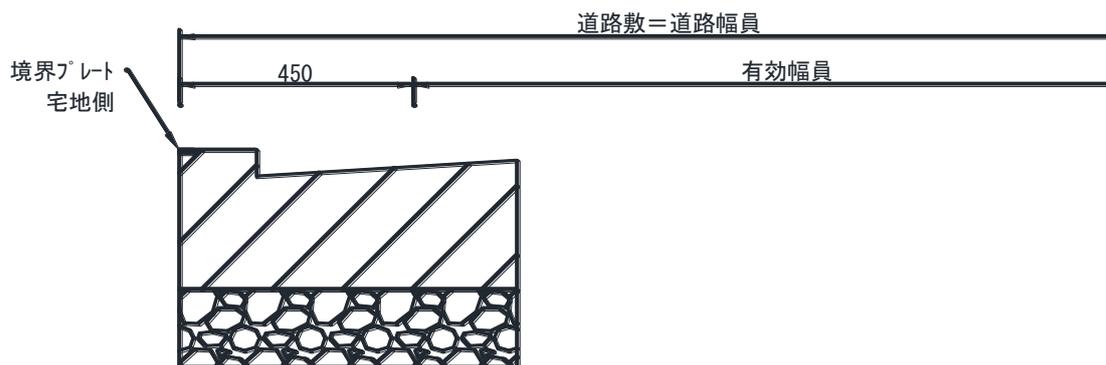
- 1) 開発規模による道路幅員は「泉南市開発事業施行指針 9-1」による。
- 2) 幅員の変化点は、すみ切りを有する交差点にのみ認める。
- 3) 幅員の定義は、開発道路基準による。

開発道路基準

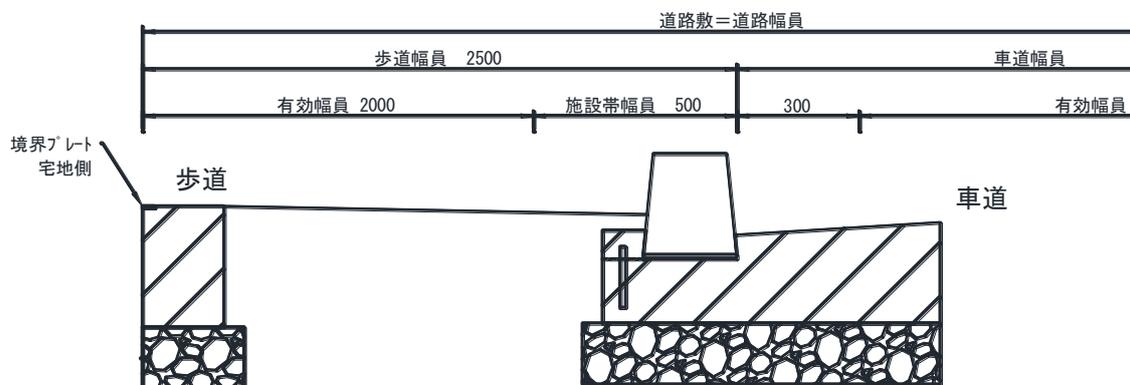
U型側溝の場合



L型側溝の場合



歩車道を分離する場合

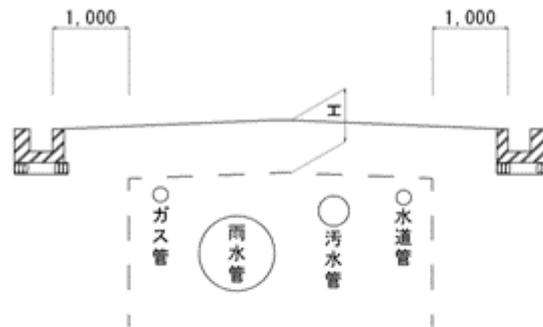


- ・自由勾配側溝等の二次製品を使用する場合は、市と別途協議し決定すること。
- ・橋梁を新設・改良する場合は道路橋示方書に準拠すること。ただし、泉州南消防組合が消防活動上、支障があると認める場合は市及び泉州南消防組合その他の関係機関と協議すること。

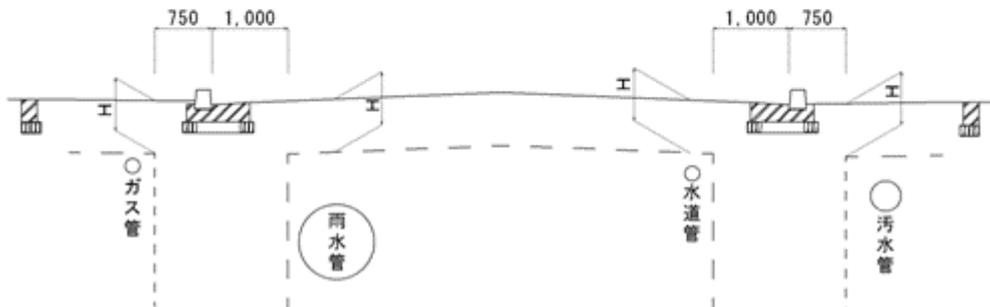
○道路占用

- 1) 道路占用物は下図を基準とし詳細は市と協議の上設計施工すること。
- 2) 道路には、電柱等を設置しない。

1. 歩道がない場合



2. 歩道がある場合

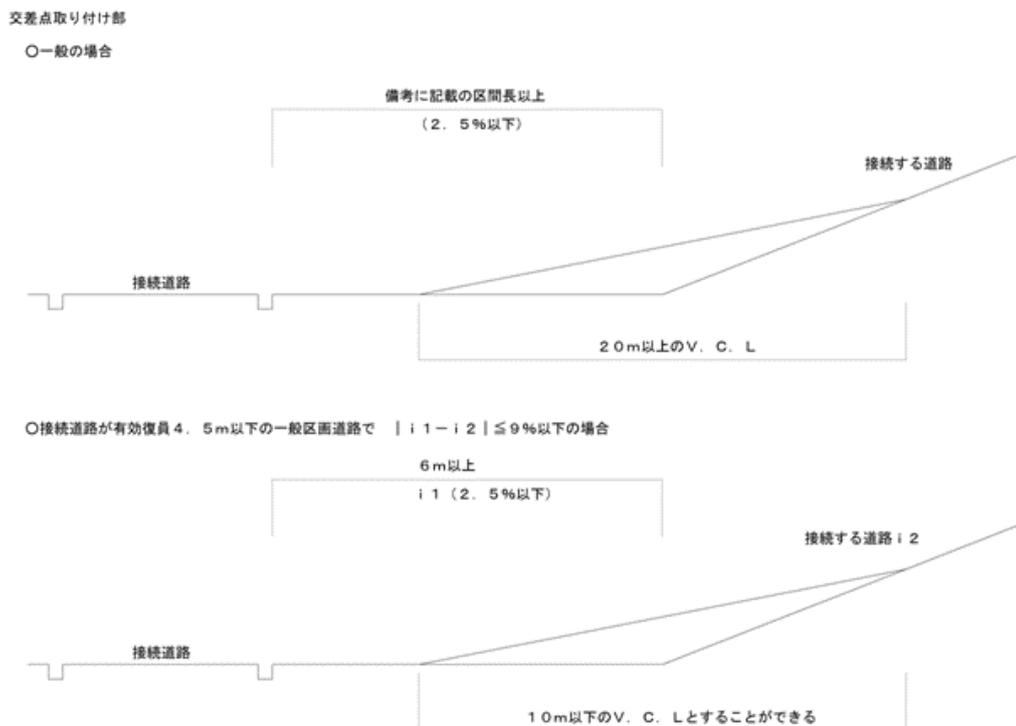


- ・H：土被り（管路の頂部と路面の距離）は、道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離）に0.3メートルを加えた値（当該数値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としない。なお、歩道部についても、車道部の路面高を基準とする。
- ・占用位置は側溝等の維持管理（補修工事等）の作業スペースを確保するため点線内とする。
- ・管路のたわみ等で舗装等に影響が及ばないように構造計算を行い、必要に応じ補強等を行うこと。

## ○縦断勾配

- 1) 主要道路の縦断勾配は、5%以下とし制限長500mとする。
- 2) 区画道路の縦断勾配は、5%以下とし制限長200mとする。
- 3) 地形等特別の理由のある場合は市と協議すること。
- 4) 道路の縦断勾配が変化する箇所には、縦断曲線（開発道路勾配基準1）を設置すること。

## 開発道路勾配基準1



## 備考

- ・縦断曲線長（V. C. L）は、20m以上を標準とする。
- ・交差点取り付け部として縦断勾配を2.5%以下とする区間は、接続道路の道路有効幅員が4m以上6m未満の道路については区間長6m以上、同有効幅員6m以上9.5m未満の場合は区間長15m以上、同有効幅員9.5m以上の場合については区間長35m以上とする。
- ・有効幅員が4.5m以下の道路については、縦断勾配変化点前後の勾配差の絶対値が9%以下に限り、縦断曲線長（V. C. L）を10m以下とすることができる。
- ・都市計画道路、幹線道路については別途協議すること。

○横断勾配

片勾配を附する場合を除き、1.5%以上2.0%以下とする。

○袋路状道路及び回転路

新設する袋路状道路及び回転路の寸法は、「大阪府道路位置指定基準」による。

○すみ切り（街角剪除長）

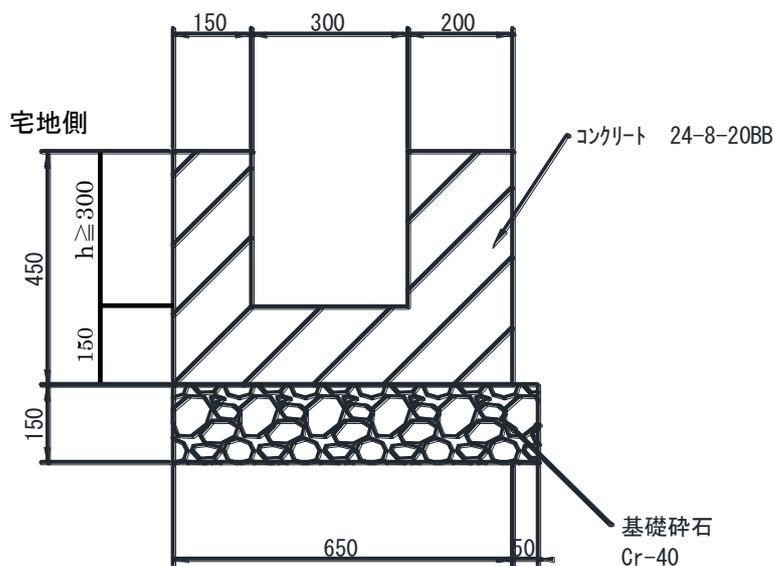
新設するすみ切りの寸法は、「大阪府道路位置指定基準」による。

ただし、歩道のある場合は、別途市と協議すること。

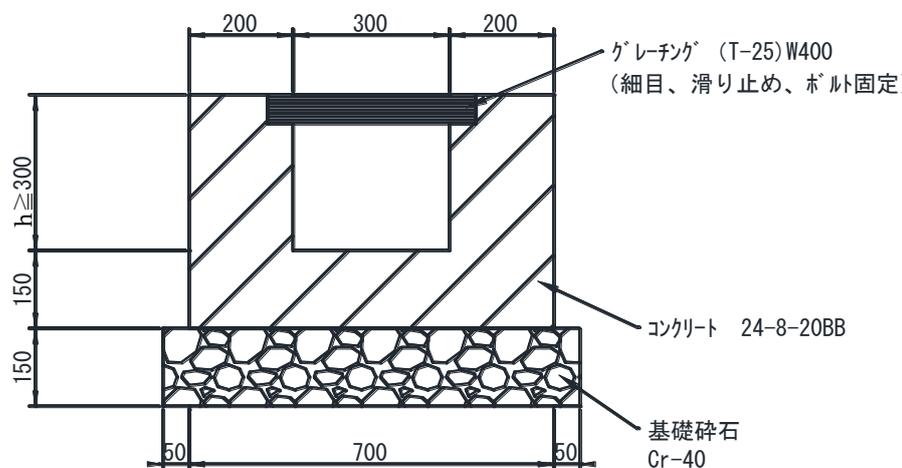
○道路排水施設

1) 道路側溝は現場打ちコンクリートの U 型側溝又は L 型側溝とし、構造については、下図を基準とする。

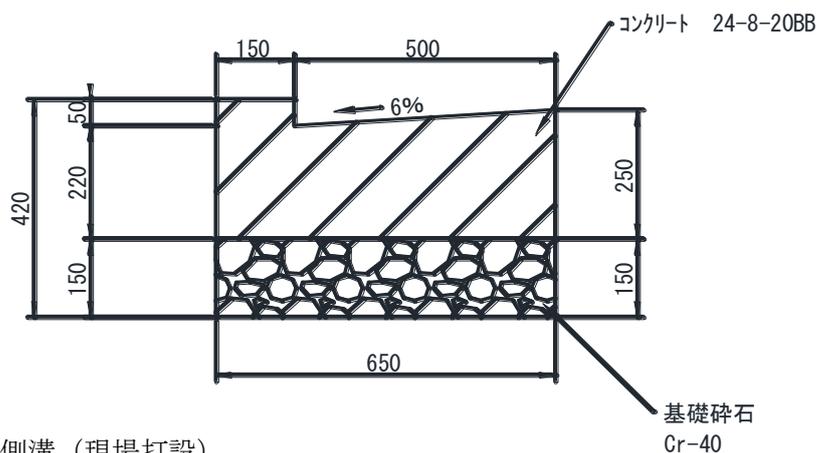
U 型側溝（現場打設）



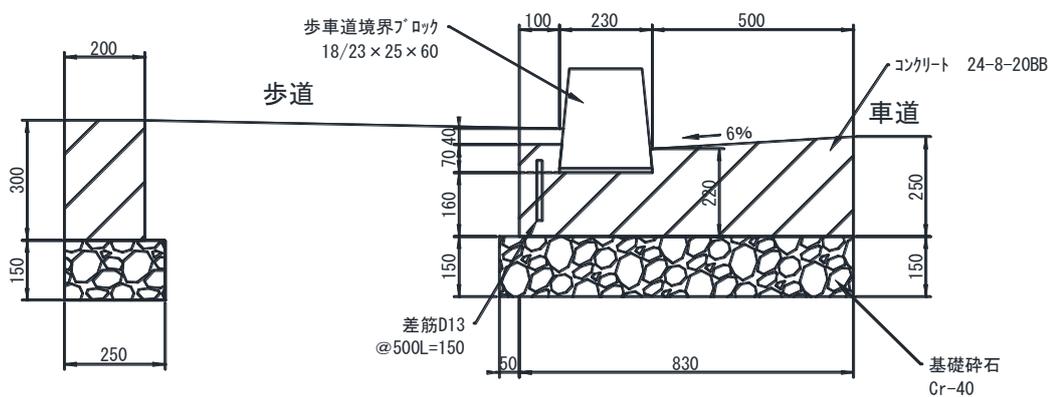
横断側溝



L型側溝



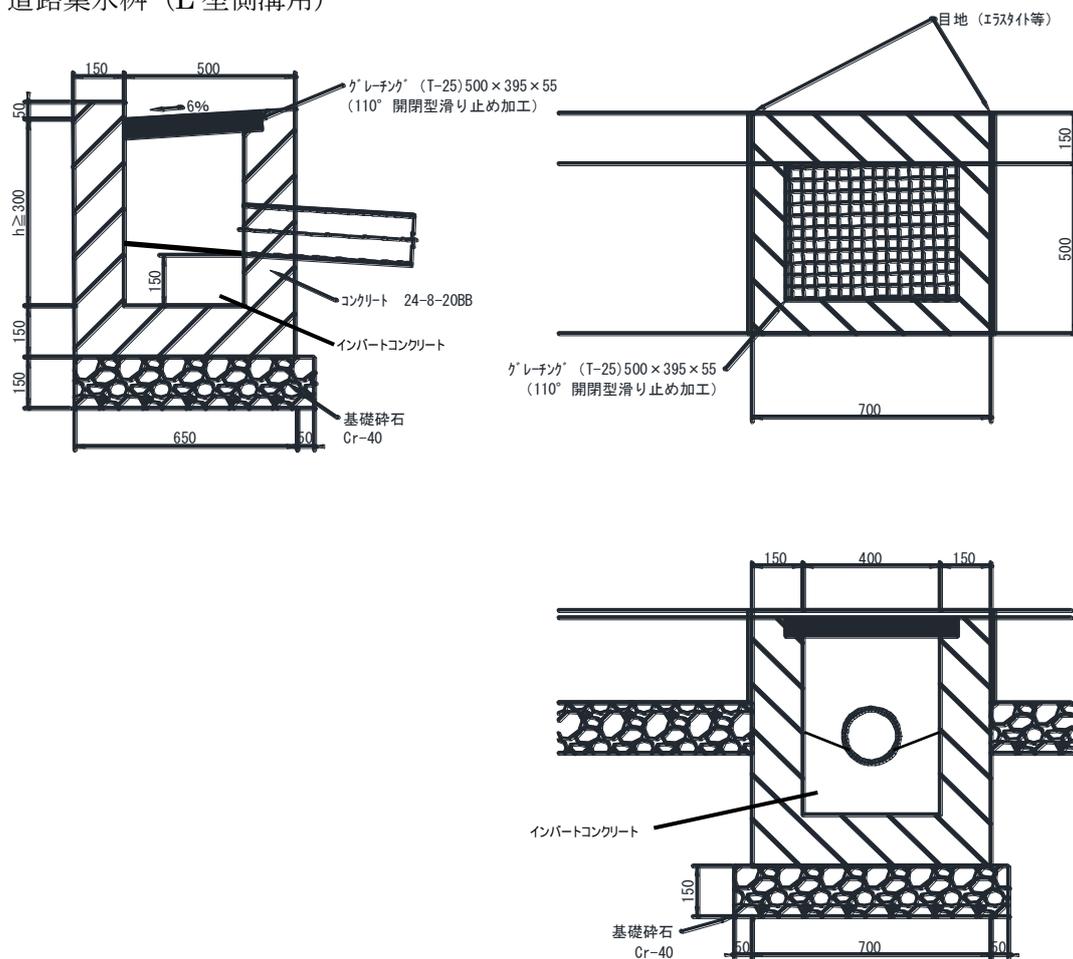
歩道のあるL型側溝 (現場打設)



・穴あき (排水) ブロックの設置位置は、集水枠の位置を基準にし、1.5m毎に1箇所を標準とする。

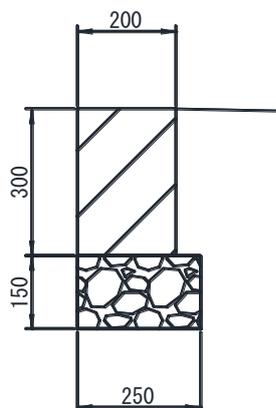
・車両進入口による歩道切り下げについては、市と十分協議し構造を決定することとする。構造については、大阪府の「道路構造物道路附属施設の標準設計（構造図、材料計算書等）」に準拠すること。

### 道路集水枳（L型側溝用）



- 2) 排水施設の縦断勾配は1.0%以上とする。
- 3) 排水施設の基礎にはCr-40を使用し十分に転圧すること。
- 4) 道路集水枳については1.5mに1箇所を標準とし設置する。
- 5) 排水施設に排水管等接続する場合は鉄筋により補強すること。
- 6) 集水枳から本管への取付管径については、200mmを基準とし、管種については、土被り600mm未満となる場合、強化プラスチック複合管(FRPM管)等を使用すること。

## 舗装止め工



### ○舗装

舗装については、舗装基準1とする。

### ○交通安全施設等

- 1) 開発区域内外の危険な道路交差点及び屈局部等において、一般通行の安全確保のため、防護柵、道路照明、防犯灯、道路反射鏡（カーブミラー）及び区画線、路面表示等を設置すること。
- 2) 防護柵の構造、設置については、防護柵設置要綱（日本道路協会）による。
- 3) 照明施設の構造は、道路照明設置基準（日本道路協会）による。
- 4) その他施設設置については、市と協議すること。

舗装基準1

有効幅員	舗装基準構造	備考
開発道路	<p>TC → 5 PC → 5 HMS-25 15 RC-40 15</p>	<p>AC: 密粒度アスファルトコンクリート</p> <p>BB: 粗粒度アスファルトコンクリート</p> <p>HMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</p> <p>RC: 再生クラッシャーラン</p>
都市計画道路	<p>TC → 5 PC → 5 HMS-25 15 RC-40 20</p>	<p>PC: プライムコート</p> <p>TC: タックコート</p>
歩道	<p>PC → 5 HMS-25 15</p>	
歩道 (車両出入口)	<p>TC → 5 PC → 5 HMS-25 15</p>	

## 公園設置基準

公園の設置については、泉南市開発事業の手続等に関する開発事業施行指針に基づくものとし、各施設の詳細等は次の各項によるものとする。

1. 開発者は、開発区域の面積が 3,000 平方メートル以上の開発行為の場合には、当該面積の 3 パーセント以上の公園、緑地又は広場等を整備するものとする。
2. 前項の規定に関わらず、開発区域の 3,000 平方メートル以上の住宅の建設を目的とする開発行為等については、次に掲げる基準により整備し、本市に無償で帰属すること。ただし、開発区域が 5 h a 以上の場合は別途協議すること。
  - (1) 公園の面積は、開発区域面積の 3 パーセント以上とすること。ただし、公園面積の最低限度は 100 平方メートルとする。
  - (2) 公園は、都市公園法及び泉南市都市公園条例に基づき、市長と協議の上施設等を整備すること。
  - (3) 公園の設置にあたっては、国土交通省監修の都市公園技術標準解説書及び同省策定の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」等関係法令に準拠した福祉対策を講じるものとする。
  - (4) 公園等の施設整備は次のとおりとすること。
    - ア 公園等は公道に接し、原則として開発区域の中央部に設置すること。
    - イ 公園等の区域界は、現場打ちコンクリート擁壁等で明確にし、要所には境界プレート（境界明示板）を設置すること。
    - ウ 公園等の敷地は、原則として平坦地とし、その維持管理上必要な整地を行なうこと。
    - エ 遊具施設等は、原則として表 1 のとおりとし、遊具施設等の大きさ、設置場所、材質等は住宅公園課と協議すること。

表 1

管理施設	散水栓、排水、外柵、照明、車止め、屑入れ、防球ネット（運動広場）等
修景施設	植栽、芝生、花壇、パーゴラ等
休養施設	ベンチ、あずまや、野外卓、休憩所等
遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、シーソー、鉄棒、ジャングルジム、砂場、複合遊具等

その他	出入口、園路、広場、便益施設（手洗い、水飲み）、運動広場等
-----	-------------------------------

なお、表1の各施設については、次に掲げる事項によるものとする。

(1) 外柵等

- 1) フェンスは、堅牢強固なものとし、原則として、上下の胴縁にはL形金具を用いないものを標準とし、塗装については溶融亜鉛メッキの後樹脂コーティング処理を標準とする。
- 2) フェンスの高さは、1.2mを標準とする。ただし、周囲の状況により高さの変更しようとする場合は、関係機関等と調整し、市と協議の上、フェンスの高さを決定するものとする。
- 3) フェンス以外の外柵を設置する場合は、市と協議すること。

(2) 排水施設等

- 1) 公園内の雨水等を有効に排除するために必要な排水施設を設けるものとし、原則として開発区域外への放流は認めないものとする。
- 2) 水路等に蓋がけする場合は、細目のグレーチングを標準とする。

(3) 給水施設等

- 1) 散水栓は、原則として鍵付とし、公園内が有効に散水可能なように配置する。
- 2) 手洗い場、水飲み場の必要性については、市と協議すること。砂場を設置する場合は、原則として、手洗い場を設置するものとする。
- 3) 手洗い場、水飲み場の水栓器具は、原則として自閉水栓とする。

(4) 植栽等

- 1) 公園は可能な限り植栽を行い、緑化に努めるものとする。
- 2) 植栽は、修景、休養等緑の効用及び周囲の環境等を考慮し、樹種選定及び樹木の配置等については、市と協議すること。
- 3) 植栽部分の土壌は、植栽に適したものとし、必要に応じ土壌改良等の措置を講じるものとする。

(5) 出入口等

- 1) 出入口は、2ヶ所以上設け、公道（当該開発区域内道路含む。）に接し、車止め（可動式、鍵付き）を設置する。1ヶ所以上の出入口は、管理用車両が通行可能な構造とする。ただし、300㎡未満の公園等については、出入口を1ヶ所にすることが出来る。
- 2) 1ヶ所以上の出入口は、障害者が通行できる構造とし、出入口付近には、1.5m以上の平坦部分を設ける。また、単車等の乗り入れを抑制する構造とする。

- 3) 公道と公園に高低差がある場合は、すりつけ勾配を8%以下(5%以下が望ましい。)とし、必要に応じ手摺等を設置する。
- 4) 出入口付近は、表土が公園外に流出しないよう構造とする。舗装を行う場合は、舗装材は、平坦かつ滑りにくい材質とする。
- 5) 出入口に隣接する道路側溝等に蓋がけを行う場合は、道路管理者(予定)と協議の上、細目のグレーチングを標準として設置し、管理用車両が通行可能な構造とする。

#### (6) 園路等

- 1) 公園の規模に応じ園路を設ける。
- 2) 園路は、障害者が通行できる出入口へ接続する。
- 3) 園路の有効幅員は1.2m以上、縦断勾配は4%以下とし、勾配が長く続く場合は、1.5m以上の平坦部分を設けるとともに、車椅子等の離合場所を設ける。必要に応じ手摺等を設ける。
- 4) 園路は、平坦かつ滑りにくい舗装とする。(砂利舗装は不可とする。)

#### (7) 遊具等

- 1) 遊具の選定にあたり、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省 平成26年6月)及び「遊具の安全に関する基準」(一般社団法人 日本公園施設業協会 2014年6月)に準拠し、安全性と耐久性を十分検討し、材質等については市と協議する。
- 2) 遊具は、社団法人日本公園施設業協会・公園施設団体賠償責任保険加入製品または同等以上の製造物責任保険、請負賠償責任保険加入製品とする。

#### (8) 広場等

- 1) 公園の規模に応じ広場(運動広場を含む。)等のスペースを確保する。
- 2) 運動広場を設置する場合は、近隣住宅に対し防球対策を講じるものとする。
- 3) 広場は、真砂土等良質な土で15cm以上被覆し整地する。ただし、運動広場は、その機能に応じた断面構成とする。
- 4) 広場内の雨水を有効に排除するために水勾配をとり、必要な排水施設を設けるものとし、土砂等が公園外へ流出しないような構造とする。

#### (9) 休養施設等

- 1) 公園の規模に応じ、休養施設を設置する。
- 2) 四阿、シェルター、パーゴラ等には必要に応じベンチ、テーブル等を配置する。

#### (10) 照明等

- 1) 照明灯は、100Wから200W相当のLEDランプとし、出入口付近及び園内に有効に照明されるよう設置する。

- 2) 照明灯は、自動的に点灯、消灯するものとし、規模に応じタイマー併用とする。
- 3) 電気配線は、原則として地下埋設とし、照明器具、引込柱等の材質等は市と協議する。

(11) その他施設

公園内に、上記以外の施設を設置しようとする場合は、市と協議する。

3. 覚書等で別に瑕疵期間を設けている場合は、瑕疵期間満了までに引き取り検査を受け、合格後、照明、給水施設等の名義変更等諸手続きを行うものとする。
4. 遊具、照明等の施設については、メーカーリスト、取扱説明書、保険証書等と鍵類を提出すること。

5. 占用物件

公園において、都市公園法第6条第1項の許可を得ようとする場合は、都市公園法施行令第16条の規定によるものとし、市と協議し許可を得た後、その予定管理者と協議する。

都市計画法第40条第1項の規定による帰属があったときは、占用者より速やかに「占用許可申請書」を提出させること。

ただし、覚書等で別に瑕疵期間を設けているときは、瑕疵期間満了までに「占用許可申請書」を提出させること。

6. 帰属図書

都市計画法第40条第1項の規定による帰属があったときは、市の公園台帳と同様の図書若しくは公園台帳を作成するために必要となる図書及びデータ等を提出するものとする。

## 下水道施設施工基準

### 1. 下水道の設計基準

- (1) 「下水道施設計画・設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会発行）に基づき基本計画を行い、その詳細については本市の基準を遵守すること。
- (2) 下水道の排除方式は、分流式とすること。
- (3) 管路施設の計画は、自然流下方式とすること。
- (4) 下水道施設は、清掃、点検、その他維持管理に支障が生じない構造とすること。
- (5) 下水道施設に使用される資材及び機器の材質は、場所の状況に応じた必要な強度、耐久性、耐摩耗性、耐食性及び水密性を有するものとする。
- (6) 管渠の設計は、沈殿物の堆積及び下水の嫌気化を防止するため、十分な流速と清流力を持つと同時に滞留のないようにすること。
- (7) 管渠の断面は、汚水については計画時間最大汚水流量、雨水については最大計画雨水流出量に基づき算出した流量に余裕を考慮して決定すること。
- (8) 汚水を排水する施設は、開発区域内及び隣接する周辺の予定建築物の用途及び戸数から想定される計画最大汚水流量を有効に排除できるものとする。
- (9) 雨水を排水する施設は、開発区域外から流入する区域を含めて集水面積を決定し、水理計算を行うとともに、放流先施設及び流末施設の流下能力を十分考慮のうえ、排除できるものとする。
- (10) 雨水放流先及びその下流が、大雨時の危険箇所（過去に浸水被害等が発生した箇所）である場合は、開発完了後に被害が拡大しないように特に慎重に計画検討を行うこと。
- (11) 開発者は、雨水流出量を抑制するため、できる限り浸透施設を設けること。
- (12) 流末を含む雨水放流先の排水能力が小さい場合は、調整池等を設けること。
- (13) 本基準に記載の無い事項があった場合、市と協議の上、計画を進めること。

## 2. 計画下水量

(1) 計画汚水量は、次の各項を考慮して定める。

1) 計画人口 1戸当り 3.5人

2) 計画汚水

計画時間最大汚水量 850 ℓ/人・日

3) 工場、旅館、ホテル等の排水量

多量の廃水を排出する工場、旅館、ホテル等については、個々の排出量を調査し、別途協議すること。

(2) 計画雨水量は、次の各項を考慮して定める。

1) 雨水流出量の算定方式は、合理式を用いて算出するものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 計画雨水量 (m<sup>3</sup>/sec)  
 C : 流出係数  
 I : 降雨強度 (mm/hr)  
 A : 排水面積 (ha)

2) 山間部、丘陵地においては、時間当たり降雨量 90mm とし、平坦地においては、時間当たり降雨量 60mm とする。流出係数については、上流検討及び周辺地域の路面排水能力を考慮し、協議の上、決定すること。

【参考：降雨強度 90mm/hr (流出係数 0.9)、降雨強度 60mm/hr (流出係数 0.6)】

3) 流量の計算には、次の Kutter (クッタ) 式を用いること。

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

$$= \frac{N \cdot R}{\sqrt{R} + D}$$

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/秒)  
 A : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>)  
 V : 流速 (m/秒)  
 R : 径深 (m) (=A/P)  
 P : 流水の潤辺長 (m)  
 I : こう配 (分数又は小数)  
 n : 粗度係数 (コンクリート管 0.013)  
 (塩化ビニル管 0.010)

ここに、

$$N : \left(23 + \frac{1}{n}\right) + \frac{0.00155}{I} \quad N : \left(23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}\right) \cdot \sqrt{I}$$

$$D : \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \cdot n$$

(3) 隣接する区域の雨水管等に接続する場合は、既存管の能力検討を行うものとし、接続の可否を検討すること。

### 3. 污水管渠

#### (1) 流量計算

##### 1) 余裕率

污水管渠の余裕率は、 $\phi 600\text{mm}$  以下は 100%、 $\phi 700\text{mm}$  以上は 50% とすること。

##### 2) 污水管渠の流速と勾配

①流速は、計画汚水量に対し原則として、最小 0.6m/秒、最大 3.0m/秒 とすること。

②最上流のスパンは、1.0%以上の勾配を設けること。

#### (2) 污水管渠の種類と管径

##### 1) 下水道工事に使用する材料は、全て J I S 規格品、J S W A S 規格品 とすること。

管渠は下水道用硬質塩化ビニル管を標準とすること。その他、特殊管渠を使用する  
場合においては、市と協議し承認を得ること。

##### 2) 最小管径は、 $\phi 200\text{mm}$ とすること。

#### (3) 污水人孔

##### 1) 人孔の配置

①人孔は、管渠の起点及び方向、勾配、管渠径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、  
管渠の会合する箇所並びに維持管理のうえで必要な箇所に必ず設けること。

②人孔は、管渠の直線部においても管渠径によって表-1 の範囲内の間隔に設ける  
こと。

表-1 人孔の管渠径別最大間隔

管渠径 (mm)	300 以下	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以下
最大間隔 (m)	50	75	100	150	200

##### 2) 人孔の種類、形状、構造等

①人孔については、1号組立人孔を原則とすること。ただし、既設管への割込み人孔  
の形状寸法については、市と別途協議すること。

②人孔蓋は泉南市型とし、T-25 荷重対応鋳鉄蓋とし、蝶番を下流側に設置すること。

③人孔内では、流出管と流入管との間に 2.0cm 以上の落差(ステップ)を設けること。

④流出管と流入管との落差が 60cm 以上となる場合は、原則、外副管を設けること。  
やむを得ず内副管を設ける場合は、市と別途協議し承認を得ること。

⑤污水人孔の底部にはインバートを設けること。

⑥人孔が深くなる場合は、安全のため 3~5m ごとに中間スラブを設けること。

(4) 汚水ます及び汚水取付管

1) 汚水ます

①汚水ますの位置及び種類等

- イ) 汚水ますは、原則として官民境界より 1.5m 以内に設けること。
- ロ) 汚水ますは、図一 1 に示す泉南市型を標準とし、種類は表一 2 による。

表-2 汚水ます形状別用途表

呼び方	形状寸法	用途
泉南市型 汚水ます	内径 200mm 円形 T-2 荷重対応塩ビ製蓋	取付管内径 150 mm以下を使用する 標準ます深 0.7m *取付管の土被り 60cm を確保出来る様、現場状況に応じて対応すること
1 号人孔型汚 水ます	内径 900mm 円形 T-25 荷重対応鋳鉄製蓋	取付管内径 200 mm以下を使用する 標準ます深 1.0m

- ハ) 汚水ますの蓋には、公共下水道の場合は市章を入れ、それ以外は市章を入れないこと。また、泉南市型汚水ますは、T-2 荷重対応塩ビ製蓋を標準としているが、それ以上の荷重がかかる場合は、荷重に応じて別途鋳鉄蓋を考慮すること。

2) 汚水取付管

①取付管の接続、布設、勾配等

- イ) 本管接続を原則とし、取付管の間隔は、1m 以上とすること。
- ロ) 布設方向は、本管に対して直角かつ、直線的に布設し、本管の取付部は、本管に対して 60 度又は 90 度とすること。
- ハ) 勾配は 1.0%以上とし、位置は、本管の中心線から上方に取付けること。
- ニ) 最上流人孔には、必ず 1 箇所以上の取付管を接続すること。
- ホ) 材質は、下水道用硬質塩化ビニル管を使用し、最小管径はφ 150mm とすること。
- ヘ) 本管と支管の接合部においては、接合材を使用し、番線にて圧着固定を行うか、ロック式支管を使用すること。

(5) 硬質塩化ビニル製小型マンホールの設置について

1) 設置する場所

- イ) 管路の起点及び方向、勾配、管径などの変化する箇所に設置すること。
- ロ) 段差の生じる箇所、管路の会合する箇所、ならびに維持管理上で必要な箇所に設置すること。

2) 設置間隔

最大間隔（直線部）は、50m 以内とする。

3) 設置深さ

設置深さは 2.0m 以内とし、2.0m を超える場合は、市と協議すること。

4) 勾配

- イ) 管路の勾配が 5° 以下の場合は、立ち上がり部のゴム輪受口で同部の角度調整を行う。

- ロ) 管路の勾配が  $5^{\circ}$  ～  $15^{\circ}$  の場合は、本管自在継手をインバート部と流入部に接合すること。
- 5) 屈曲点
  - イ) 曲がり角度が 15 の倍数の箇所は、曲がりインバートを設置すること。
  - ロ) 曲がり角度が 15 の倍数でない箇所は、ストレートあるいは曲がりインバートと本管自在継手を組合わせて設置すること。
  - ハ) 管渠の曲げのみで屈曲にさせないこと。
- 6) 取付管の接続
  - 硬質塩化ビニル製小型マンホールへの取付管の接続については、くら型マンホール自在継手を用いること。
- 7) 防護蓋
  - イ) 現場状況により、通行する車両等の荷重に応じた鋳鉄製防護蓋を設置すること。
  - ロ) 歩行者の通行のみの現場であっても、鋳鉄製防護蓋の設置をすること。

#### 4. 雨水管渠

##### (1) 流量計算

###### 1) 雨水管渠の流速

流速は、一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるようにすることとし、計画雨水量に対し、原則として、流速は最小 0.8m/秒、最大 3.0m/秒とすること。

##### (2) 雨水管渠の種類と管径

- 1) 下水道工事に使用する材料は、全て J I S 規格品、J S W A S 規格品とすること。管渠は下水道用硬質塩化ビニル管を標準とすること。その他、特殊管渠を使用する場合には、市と協議し承認を得ること。
- 2) 最小管径は、 $\phi 250\text{mm}$  とすること。

##### (3) 雨水人孔

###### 1) 人孔の配置

- ①人孔は、管渠の起点及び方向、勾配、管渠径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管渠の会合する箇所並びに維持管理のうえで必要な箇所に必ず設けること。
- ②人孔は、管渠の直線部においても管渠径によって表-3 の範囲内の間隔に設けること。

表-3 人孔の管渠径別最大間隔

管渠径 (mm)	300 以下	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以下
最大間隔 (m)	50	75	100	150	200

###### 2) 人孔の種類、形状、構造等

- ①人孔については、1号組立人孔を原則とすること。ただし、既設管への割込み人孔の形状寸法については、市と別途協議すること。
- ②人孔蓋は泉南市型とし、T-25 荷重対応鋳鉄蓋とし、蝶番を下流側に設置すること。
- ③人孔内では、流出管と流入管との間 2.0cm 以上の落差 (ステップ) を設けること。
- ④本管の落差が 150cm 以上となる場合は、洗掘防止のため、人孔底部に耐摩耗板を

設置すること。

⑤雨水人孔の底部には、深さ 15cm の泥溜めを設けること。

⑥人孔が深くなる場合は、安全のため 3～5m ごとに中間スラブを設けること。

#### (4) 雨水取付管

1) 開発地の最終雨水枿からは、原則として市が管理する街渠枿や側溝に接続し、街渠枿や側溝集水枿から人孔へ接続できるように計画すること。

但し、L型側溝の場合は、詳細について市と協議し計画・承認を得ること。

2) 排水路への取付管は、原則、排水路の水が逆流しない高さの位置に設置すること。

3) 勾配は 1.0%以上とすること。

4) 最上流人孔には、必ず 1 箇所以上の取付管を接続すること。

5) 材質は、下水道用硬質塩化ビニル管を使用し、最小管径はφ150mm とすること。

## 5. 共通事項

### (1) 管渠の土被り

1) 管渠の埋設位置及び深さについては、公道に布設する場合には道路管理者、河川敷内の場合は河川管理者、軌道敷内の場合には軌道管理者とそれぞれ協議し、承認を得ること。

2) 管渠の位置を明確にする為、埋設シートを管上 30cm に敷設すること。

3) 流末水路への管渠は、原則として排水路からの水が逆流しない高さの位置に設置すること。

### (2) 管渠の基礎

#### 1) 剛管渠性の基礎工

鉄筋コンクリート等の剛管渠性管渠には、条件に応じて、まくら（枕）胴木、砂、砂利（又は碎石）、はしご（梯子）胴木、コンクリートなどの基礎を設ける。又、必要に応じて、鉄筋コンクリート基礎、くい（杭）基礎又はこれらの組み合わせ基礎を施すこと。ただし、地盤が良好な場合は、これらの基礎を省くことができる。

#### 2) 可とう性管渠の基礎工

硬質塩化ビニル管等の可とう性管渠は、原則として自由支承の砂基礎とし、条件に応じて、はしご胴木、布基礎等を設けること。

### (3) 管渠の接合

1) 管渠径が変化する場合又は 2 本の管渠が合流する場合の接合方法は、原則として水面接合又は管頂接合とすること。

2) 地表こう配が急な場合には、管渠径の変化の有無にかかわらず、原則として地表こう配に応じ、段差接合又は階段接合とすること。

3) 2 本の管渠が合流する場合の中心交角は、なるべく 60 度以下とし、曲線をもって合流する場合の曲線の半径は、内径の 5 倍以上とすること。

#### (4) 管渠の保護

##### 1) 外圧に対する保護

土圧及び載過重が管渠の対荷力を超える場合、軌道下を横断する場合、又は河川を横断する場合は、コンクリート又は鉄筋コンクリートで巻立て、外圧に対して管渠を保護すること。

なお、参考として、土被り 60cm 以下の浅埋となる場合は基本的に硬質塩化ビニル管は使用できない。FRPM管や重圧管を使用するか、あるいは鉄筋コンクリート 360° 基礎によるヒューム管等を使用すること。

##### 2) 摩擦、腐食等に対する保護

管渠の内面が磨耗、腐食等によって損傷する恐れのあるときは、磨耗性、対腐食性に優れた材質の管渠を使用するか、管渠の内面を適当な方法によってライニング又はコーティングを施すこと。

#### (5) 管路敷

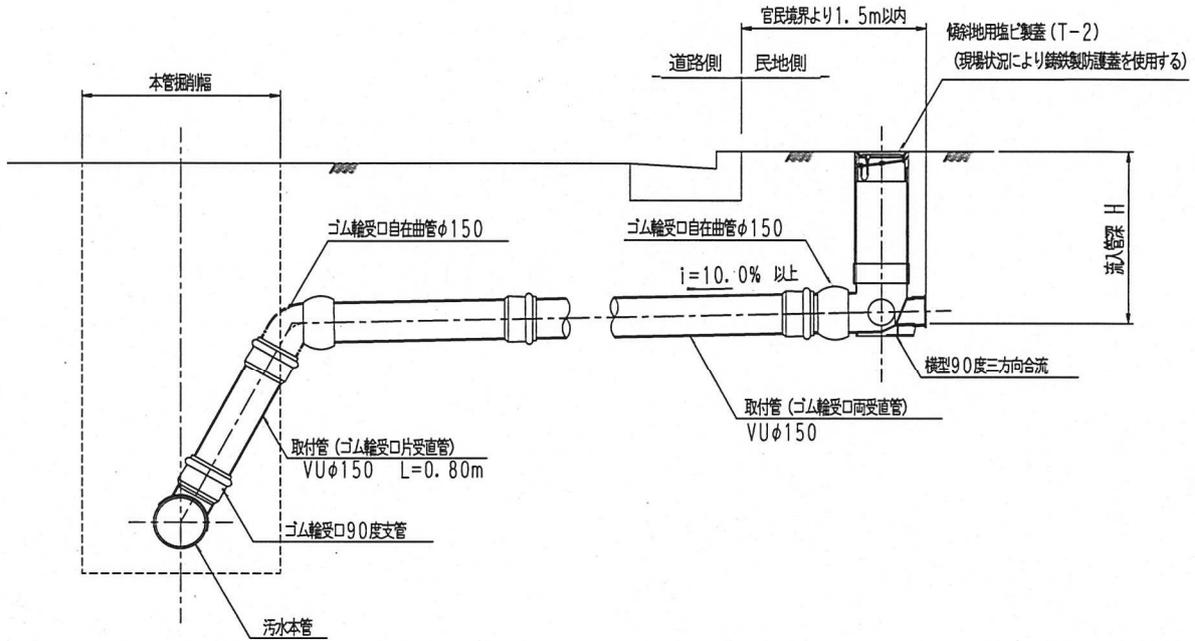
原則として管路敷は設けるべきではないが、流末水路等の位置により、やむを得ず管路敷を設ける場合は、市と協議し承認を得ること。

管路敷の幅員は、1.5m 以上確保するものとし、土間コンクリート、1 スパン単位のパネル型ネットフェンス (H=1.8m 以上) 【特殊樹脂密着亜鉛めっき鉄線 JIS G3543 (V-GH2, V-GH3) 相当品以上】、門扉、錠等の管理上必要な施設を設置すること。

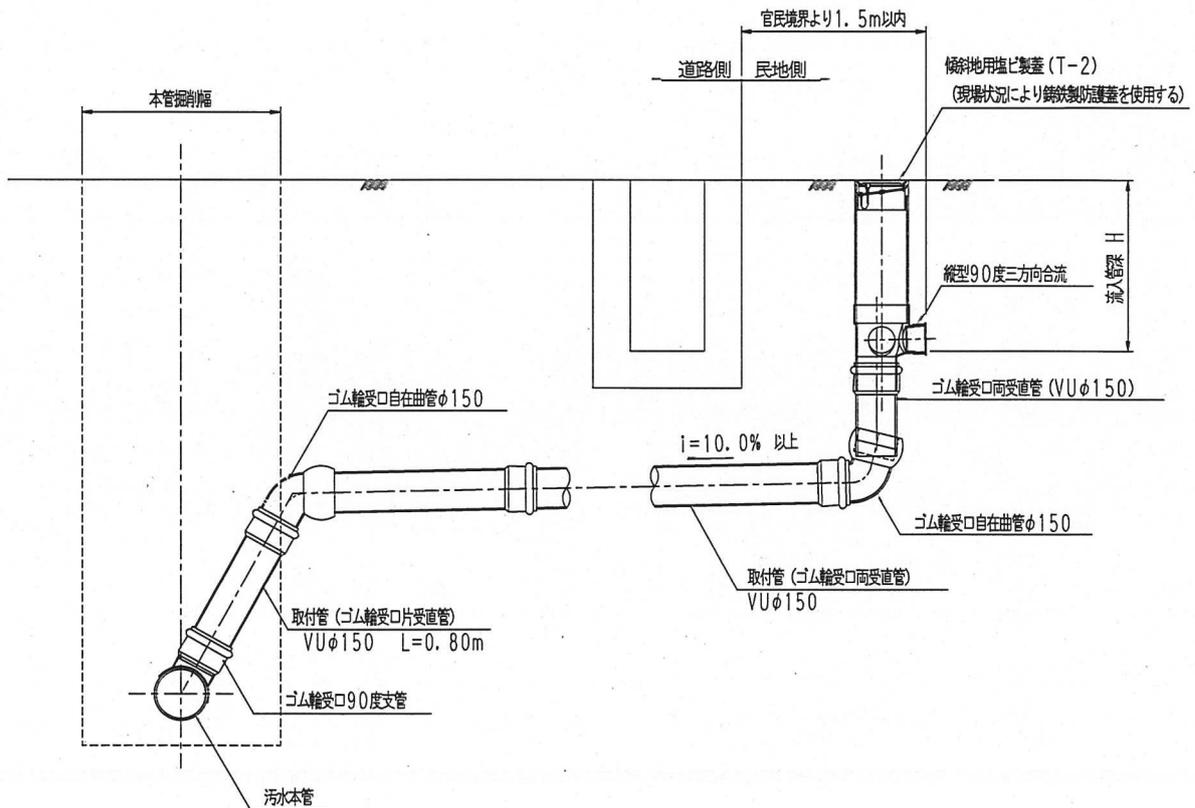
管路敷内の管渠については、原則、敷地内の中央部に布設すること。

又、2号人孔以上を設置する場合は別途協議すること。

断面図 (横型)

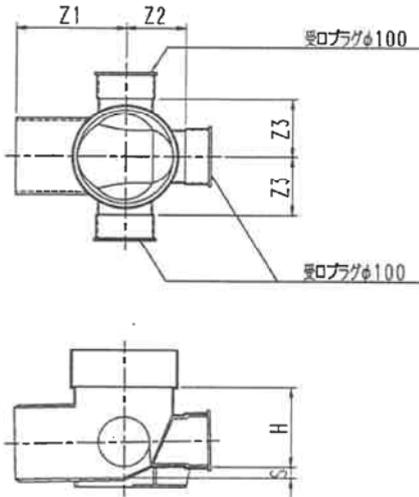


断面図 (縦型)



横型90度三方向合流

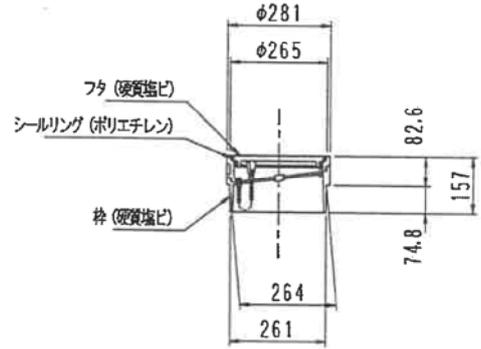
(JSWAS K-7 90WY)



(単位: mm)

呼び径			Z1 (最小)	Z2	Z3	S		H
ます径	流入側	流出側				最小	最大 (参考)	
200	100	150	230	125	125	20	105	135

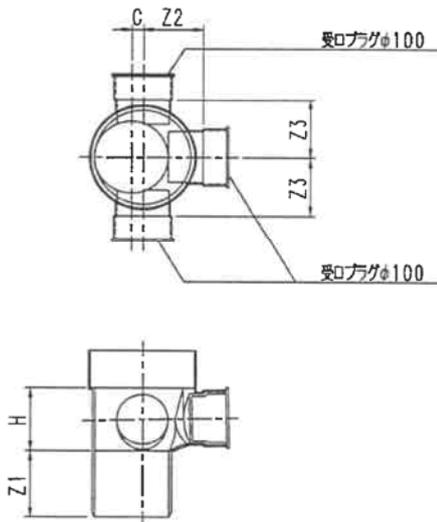
傾斜地用塩ビ製蓋 (T-2)



※ 傾斜角調整範囲 0°~15°

縦型90度三方向合流

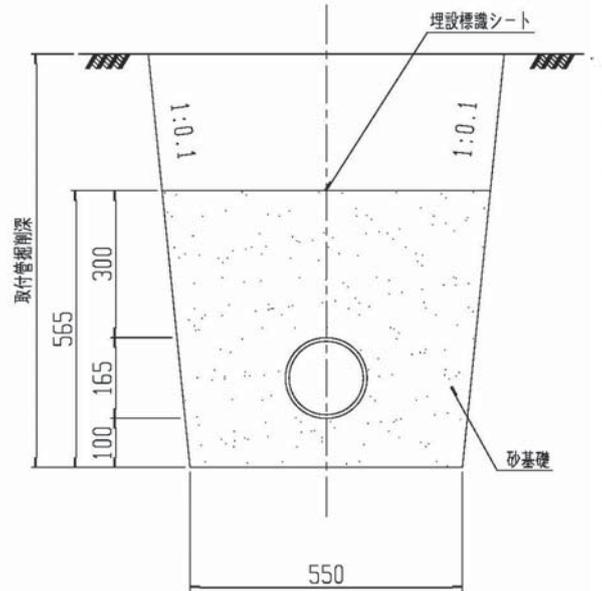
(JSWAS K-7 DR90WY)



(単位: mm)

呼び径			Z1 (最小)	Z2	Z3	S		H
ます径	流入側	流出側				最小	最大 (参考)	
200	100	150	140	125	125	30	135	

取付管土工標準図



## 一般廃棄物保管場所設置指導基準

条例第23条第1項及び第2項並びに、条例施行規則第6条第2項の一般廃棄物保管場所の設置届出書に付随する基準については、本市におけるごみ収集施設の環境衛生の向上及びごみ収集作業の安全衛生を図るため、ごみ収集施設の設置場所等について必要な事項を次のとおりとする。

### 第1項 {適用対象建築物}

本市において建設する建築物5戸以上の住宅の戸数を有する建物とする。

### 第2項 {ごみ収集施設の位置及び付帯設備}

- (1) 集積場所は、開発区域内に設置し、収集車両が容易に出入りできる位置に設け、集積場所は一世帯につき $0, 45\text{ m}^2$ とし、単身者向けワンルームマンションはこの二分の一とする。面積などの詳細については第2項(8)に記載。
- (2) 集積場所に屋内型の集積庫、ダストボックス等を設置する場合は、別途協議すること。
- (3) 集積場所内に収集車両を直接乗り入れ、作業を行う必要のあるものについては、収集車両の通行可能な通路を設け、通路は通り抜けできること。
- (4) 追加進入路、退出路、集積場所前には収集作業に支障となる障害物を放置しないように管理すること。
- (5) 集積場所には、外部からの犬、猫、カラスなどの侵入による、ごみ飛散防止のためできる限りネットフェンス等での囲いを設置すること。
- (6) 集積場所内の清潔を保持するために、水洗いのための給排水設備をできる限り設けること。
- (7) 店舗・事業所と併せて居住を伴にする建物については、居住用と事業所などに区分してそれぞれを別に設置すること。  
注意、店舗・事業所の事業系一般廃棄物の収集は行わない
- (8) 対象ごみ収集施設について
  - イ、ごみ収集は、基本的に2トン車両のステーション、4トン車両のコンテナボックス、軽四車両のステーションの方式とする。
  - ロ、2トン車両専用ステーション方式を採用する場合。  
建築戸数1戸× $0, 45\text{ m}^2$ の有効面積とする。可燃ごみ専用置場 $0, 25\text{ m}^2$ ×建築戸数、資源ごみ専用置場 $0, 20\text{ m}^2$ ×建築戸数とする。
  - ハ、4トン車両専用コンテナボックス方式を採用する場合。

可燃ごみ専用コンテナボックス建築戸数5戸に1台、資源ごみ専用置場0, 20㎡建築戸数とする。

分別標示文字をコンテナボックスに記入すること。

ニ、軽四車両専用ステーション方式を採用する場合。

(2トン車両専用ステーション方式と同じ)

ホ、集積場所と、これに接する道路面とは均一平面(例、側溝や水路がある場合はグレーチング等を設置など)とし収集作業に支障の来さないようにすること。

へ、2トン車、4トン車の外形寸法、コンテナボックスの規格については別紙を参考のこと。

(9) 本市が行う収集システムを変更した場合(例、分別収集など)ボックスの買い替え、修理などの費用を含めて対応できること。

### 第3項 {その他}

(1) 収集作業に従事する作業員の安全衛生管理上、支障があると認められる施設には建築物の所有者、管理者などに対し当該施設の改善を求める場合がある。

(2) 集積場所及び周辺は、汚水、悪臭、害虫の発生などにより生活環境が損なう事がないよう常に清潔を保ち、特に集積場所は(ごみ捨て場)にならないように開発業者や管理組合及び自治会等は、施設の利用者に指導し協力を求め適正に管理しなければならない。

(3) ごみ集積施設の帰属、寄付については、用地のみとする。

## 集会施設施工基準

1. 開発者は、50 戸以上の住宅の供給を目的とする開発事業を行おうとするときは、集会施設の設置について、市長と協議すること。
2. 開発者は、前項の協議により集会施設を設置する場合は、次の各号に定める基準により設置するものとする。
  - (1) 集会施設用地は、地区住民のコミュニティの場として最も利用しやすい場所にし、公園等に隣接する位置に確保すること。
  - (2) 集会施設には、1 戸あたり 1 m<sup>2</sup>を計画戸数に乗じて得た床面積を有する集会室を整備すること。ただし、共同住宅・長屋等の建築を目的とする開発事業にあつては、建築物の一部に集会室を確保して代えることができる。
  - (3) 集会施設は、集会室のほか便所、湯沸室及び収納室を設けるとともに、冷暖房設備、机、いす、湯沸器、照明器具等の設備を整えること。
  - (4) 集会施設は、原則平屋建てとすること。
3. 集会施設及びその設備の維持管理は、原則として譲受人等が行うこと。